

安芸市東山森林公園リニューアル計画
策定委託業務

仕様書

令和6年7月

安芸市農林課

安芸市東山森林公園リニューアル計画策定委託業務 仕様書

第一章 総 則

第1条 （適用の範囲）

本仕様書は、安芸市（以下「甲」という。）が委託する安芸市東山森林公園リニューアル計画策定委託業務（以下、「本業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 受託者（以下「乙」という。）は、すべて契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い本業務を実施しなければならない。

第2条 （本業務の目的）

本業務は、森林環境を身近に楽しむことができる安芸市東山森林公園の利用を促進するためのリニューアル計画を定めた「安芸市東山森林公園リニューアル計画」を策定することを目的とする。

第3条 （提出書類）

乙は、以下に示す書類のほか、甲が指示するものを指定期日までに提出しなければならない。なお、提出部数は、甲より特別な指示があった場合を除き各々1部提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者等通知書及び技術者の資格証の写し
- (3) 業務完了報告書
- (4) その他甲が求めるもの

第4条 （個人情報の取り扱い）

乙が、この本業務による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を明確にし、甲の書面による承認を受けた上で、その目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集しなければならない。

第5条 （管理技術者の選任）

乙は、本業務の目的を十分に理解し、本業務を遂行するための十分な能力と経験を持つ技術者を管理技術者として選任しなければならない。

管理技術者は樹木医、森林評価士、造園施工管理技士の資格を保有し、自然公園基本構想

計画の策定業務の履行実績及び森林アクティビティづくりの研修やシンポジウム等の講師経験を有する者を配置すること。

第6条 （疑義）

乙は、契約書等に定める事項について疑義が生じた場合及び本業務の実施上の細目については、甲と協議の上、その指示に従うものとする。

第7条 （検査）

甲は、必要があると認めるときは、本業務実施中、中間検査（立入り調査を含む。）を実施することができるものとする。乙は、正当な理由なくこれを妨げてはならない。

2 乙は、甲の要請により中間検査を受ける場合、事前に成果品及び関係資料を整備しなければならない。

第8条 （完了に伴う納品、検収）

乙は、本業務の完了に当たっては、第3条に規定する業務完了報告書を甲に提出し、甲の検収を受けなければならない。

2 本業務における成果品の納入先は安芸市農林課とする。

3 乙は、検収のため必要な資料の提出その他の処理については甲の指示に従わなければならない。

第9条 （履行期間）

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和7年3月31日までとする。

第10条 （貸与資料）

本業務の実施に必要な資料は必要に応じて別途貸与する。

第11条 （その他）

乙は、仕様書等に従って本業務を施行するものであるが、これらに明示していない事項でも業務を実施するうえで必要と認められる事項は、乙の責任において実施しなければならない。

第二章 業務内容

第12条 （業務概要）

本業務の概要は、以下に示すとおりとする。

- (1) 計画準備等（参考事例の調査等を含む）
- (2) 打合せ協議
- (3) 市民ワークショップでの指導
- (4) 安芸市東山森林公園内の樹木の診断
- (5) 安芸市東山森林公園リニューアル計画の作成
- (6) 報告書作成

第13条 （計画準備等）

乙は、事前に業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務内容・数量、業務実施体制、工程計画、連絡体制等についてとりまとめた業務計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

第14条 （打合せ協議）

本業務における打合せ協議は、対面・Web 会議等により、着手前、中間、完了時の計3回を標準とする。業務の実施状況については、逐次、甲の監督職員に報告を行う。

第15条 （市民ワークショップでの指導）

乙は、市民の意見をリニューアル計画に反映させるために甲が開催する「森づくり市民ワークショップ」での講師を務めることとする。

第16条 （安芸市東山森林公園内の樹木の診断）

乙は、リニューアル計画作成にあたり、安芸市東山森林公園内に植えられた樹木の状態を診断し、必要な処置をリニューアル計画に記載することとする。

第17条 （安芸市東山森林公園リニューアル計画の作成）

収集した参考事例、市民ワークショップでの市民意見、樹木診断結果等を踏まえて「安芸市東山森林公園リニューアル計画」を作成する。具体的な整理・検討内容は以下のとおりとし、安芸市森林整備促進協議会ワーキンググループでの協議を行ったうえで、甲の承認を得るものとする。

- (1) 安芸市東山森林公園リニューアル計画の概要
 - ・業務の目的

- ・ 安芸市東山森林公園の現状と課題
- ・ 安芸市東山森林公園リニューアル計画のコンセプト
- (2) 安芸市東山森林公園リニューアルに向けた参考事例の調査
 - ・ 安芸市東山森林公園リニューアルの方向性
 - ・ 参考事例
- (3) 安芸市東山森林公園リニューアル計画_ランドスケープ・植生管理
 - ・ 安芸市東山森林公園リニューアルのマスタープラン
 - ・ 安芸市東山森林公園のランドスケープ改善提案
 - ・ 安芸市東山森林公園内の樹木の診断結果、必要な処置
- (4) 安芸市東山森林公園リニューアル計画_施設・案内看板等のハード面の改善案
- (5) 安芸市東山森林公園リニューアル計画_公園の利用促進等に向けたソフト面の改善案
- (6) 安芸市東山森林公園リニューアルに向けた工程
- (7) 安芸市東山森林公園リニューアルに向けた体制

第 18 条 （報告書の作成）

本業務で整備した基礎資料や検討資料、安芸市森林整備促進協議会ワーキンググループでの検討過程について、報告書としてとりまとめる。

第三章 成果品

第 19 条 （成果品）

本業務の納入成果品は下記のとおりとする。

- (1) 安芸市東山森林公園リニューアル計画
- (2) その他甲が指示するもの